

公認スノーボード審判員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、競技本部規程第1条第7号の業務を遂行するために、公認スノーボード審判員（以下「公認審判員」という。）を置き、公認審判員に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 公認審判員は、本連盟競技組織機構の基幹となる人材であることを認識し、スノーボード競技会の正しい運営を図り、厳正公平なる競技の判定によって競技会を円滑に運営し、その権威を保持し、スポーツマンシップに則って行動し、すべての選手より敬愛されるよう心掛けなければならない。

(公認審判員の種類等)

第3条 公認審判員を分けて、次の各号に掲げる種類とする。

- (1) 本連盟公認スノーボード審判員
- (2) F I S公認スノーボード審判員（A級、B級及びC級）

(受検資格)

第4条 公認審判員を受検する者（以下「受検者」という。）は、本連盟の登録会員であって、かつ、スノーボード競技に精通した者で、加盟団体長の推薦を受けた者とする。

2 受検者は、男女共、受検する年の1月1日現在で、満23才以上の者とする。

(講習・検定会)

第5条 受検者は、本連盟の主催するクリニック又は講習会に、参加しなければならない。

2 F I S公認審判員を受検者は、F I S規則により、競技規則、実技、語学を含む検定を受けなければならない。

(クリニック)

第6条 公認審判員は、資格取得後2年に1回は、本連盟主催のジャッジ・クリニック（以下「クリニック」という。）に参加し、新しい知識を求め、競技の判定について研鑽しなければならない。ただし、クリニックの参加料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおりとする。

(資格の停止)

第7条 公認審判員で、次の各号に掲げる事項に該当する者は、審判員としての活動をする事ができない。

- (1) 所定のクリニックに2年続けて欠席したとき。
- (2) 年次登録料を納期までに納入しないとき。
- (3) F I S公認競技会及び本連盟主催公認競技会の審判員を2年続けて行わなかったとき。

(資格の喪失)

第8条 公認審判員で、次の各号に掲げる事項に該当する者は、理事会の議決

によって、その資格を喪失するものとする。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき。
- (2) 正当な理由なくして所定のクリニックに、3年続けて欠席したとき。
- (3) 年次登録料を3年続けて納入しないとき。
- (4) 競技会への協力要請に対し、正当な理由なくこれを拒否したとき。
- (5) その他公認審判員としての体面を汚すような行為があったとき。

(年次登録料)

第9条 公認審判員は、各種公認・登録等料金一覧表に定める年次登録料を、他の登録料等と同時に本連盟へ納入しなければならない。

(講習・検定会業務の所管等)

第10条 公認審判員の講習・検定会に伴う一切の業務は、競技本部スノーボード部が行う。

(検 定)

第11条 公認審判員検定の合格基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理論検定は、100点満点とし、70%以上をもって合格とする。
 - (2) 実技検定は、各種目共、合格範囲は、70%以上とし、許容範囲は、±0.5点以内とする。
- 2 基準点数は、主任検定員を含む3人の検定員の平均値とする。

(受検手続)

第12条 受検者は、所属加盟団体長を経て所定の期日までに各種公認・登録等料金一覧表に定める受検料を添えて、本連盟へ納入しなければならない。

(F I S公認審判員検定)

第13条 F I S公認審判員検定の受検については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受検資格は、受検する年の1月1日現在で、満23歳以上の公認審判員で、本連盟が必要と認め推薦した者、ただしSAJ公認審判員資格を有さない者はFIS公認審判員と同時にSAJ公認審判員を受検しなければならない。
 - (2) 審査は、競技本部スノーボード部において行い、適格と認めた者のみF I S規定に基づく検定を受けることができる。ただし、受検者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める受検料を納入しなければならない。
- 2 検定は、理論及び実技のいずれもF I Sの指定するルールにより実施され、理論においては、英、独いずれかの語学検定が含まれる。

(公認料等)

第14条 公認審判員合格者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を公認時に納入し、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に本連盟へ納入しなければならない。

(規程の改廃等)

第15条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正